

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）

【簡易説明あり版】

前文

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

法律における前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。小金井市の障害者差別解消条例も、前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。

まず、前文の前半では障がい者差別の現状、そしてそれを解消していくためには障がいや障がいのある人への理解の重要性や配慮について「学ぶ」事が大切であることをうたっています。

また、前文の後半部分においては、国際連合における条約の採択から、日本における障害者差別解消法の施行についての経緯が書かれております。

あるべき小金井市の実現を目指し、「障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して本条例を制定する」とうたっています。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

第1条はこの条例の目的を定めています。

障害者差別解消法の趣旨から障がい者に対する理解を深め、差別をなくすための取組に関して

- (1) 基本理念を定めること
- (2) 小金井市の責務を明らかにすること
- (3) 小金井市民や事業者などの責務を明らかにすること
- (4) 差別をなくすための取組の施策に関して基本となる事項を定めること

によって障がい者への差別解消についての施策を総合的に推進して行き、みんなが安心して暮らせる社会を実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の

変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

- (4) 差別 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。
- (5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等の行為をすることをいう。
- (6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

第2条はこの条例における用語定義をしています。

- (1) 障がい者、(2) 社会的障壁、(3) 合理的な配慮、(4) 差別、(5) 虐待、(6) 共生社会 の定義となります。

(1)の「障害者」の定義について

障がい者の定義に「難治性疾患」のあるものを含み、「継続的」だけでなく「断続的に」でも生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしており、「難治性疾患」「断続的に」という部分は小金井市の独自の部分です。

(2)の「社会的障壁」の定義について

社会的障壁は障害者差別解消法にも記載がありますが、条例を分かりやすくするためにも、条例の中でお示ししています。内容は障害者差別解消法第2条第2号と同じものを確認するために規定しています。

(3)の「合理的な配慮」の定義について

「障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと」とあり、合理的配慮とは、社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。ただし、その実施に伴う負担が過重でない場合に行われるものです。

(4)の「差別」の定義について

「正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱い」を「すること」だけでなく、「しようとする事」も該当となり、また「合理的な配慮をしないこと」も差別であるとしています。

(5)の「虐待」の定義について

障害者虐待防止法の中でも定義はされていますが、「障害を理由として、排除、

身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等の行為を
すること」とし、虐待は差別と表裏一体のものであるとのことから、ここに定義
しています。

(6)の「共生社会」の定義については

「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互
に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らす
ことのできる社会をいう。」として、本条例が望むべき姿として目指す社会を定
義しています。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのも
のであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわら
ず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ
しい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤
解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対
する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそ
れぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

第3条は基本理念です。

障がいのある方に対する差別をなくすための取組を行うにあたっての理念が書かれ
ています。

第1項は、基本的人権の尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前
提として行われること。

第2項は、障がい及び障がいのある方に対する理解を広げる取組と不可分のもの
として行われること。

第3項は、様々な立場の市民や事業者がそれぞれの立場を理解して、相互に協力し
て行われること。

として障がいのある方に対する差別をなくすための取組を行わなければならないと
しています。

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第4条は市の責務として基本理念にのっとりつつ、その他の法令との調和も図りながら、「差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない」という義務規定となっています。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

第5条は市民及び事業者の責務として、「差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない」という事で、努力規定としています。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

第6条は差別の禁止の条文です。第2条第4号に定義している差別を禁止するとともに、「社会的障壁の除去」の「実施に伴う負担が過重でないとき」は、「その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」としています。

合理的な配慮について、実際にどのような内容がどの程度求められるかは、障がいの障がいの程度やニーズ、相手方の負担能力や経営状況などによって異なるため、一律の具体的基準はありませんが、「負担が過重」かどうかについては、十分検討し、建設的対話に努めることが重要です。

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第7条は虐待の禁止の条文です。第2条第5号に定義している虐待を禁止するとともに、虐待は差別と表裏一体の関係にあることから、虐待の禁止についての条文

を定めてあります。

(合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

第8条では「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」とは何かを例示列挙しています。

障がいのある人の地域生活にあたって、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について規定したものです。

また、その実施にあたっては、条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、負担が過重でないときは、実施しなければなりません。

第2項では「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」について、「市民及び事業者」が行う際には「努めなければならない」という努力規定でうたわれています。

(相互理解の促進)

第9条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する

る正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第9条は相互理解の促進についての規定が書かれています。共生社会の実現に向けて市が、障がい及び障がいのある方に対する正しい理解を深めるよう、市民及び事業者への普及啓発などの必要な措置を講ずるとした規定となっています。

(教育)

第10条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

第10条は教育についての規定がされており、自立支援協議会においても重要な内容であるとして様々に協議されてきました。

第1項では、「共に生き、共に育ち合う」ことを基本としたうえで、「個々の障害に応じた教育を受けられるよう」に、「合理的配慮のために必要な環境を整えるよう努める」としています。

障害者差別解消法の第5条には施設におけるバリアフリー化や情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上など、不特定多数に対して事前に行われる措置・対応については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとなっています。

障害者差別解消法

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

また第2項では、「障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育」が行われるように、「関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図る」としています。

(特定相談)

第11条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

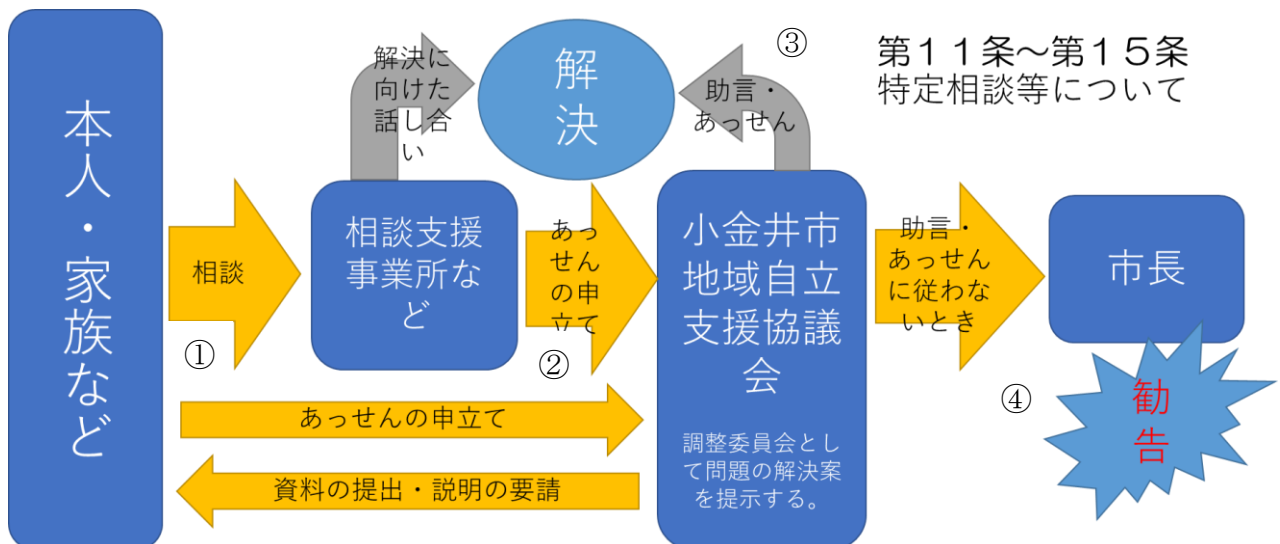
2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、正当な理由なく、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条から第15条は特定相談・助言又はあっせん・対象事案の調査・勧告など、「障害を理由とする差別に関する相談」があった場合にどのような救済方法があるのかなどが規定されています。



上図を使って説明しますと、まず、ご本人や家族などから「障害を理由とする差別に関する相談」が相談支援事業所に寄せられます。（①）

その後、解決に向けた話し合いにより解決ができればよいのですが、そうならない場合には、調整委員会として地域自立支援協議会に本人やご家族または関係機関などが助言又はあっせんの申し立てができます。（②）

自立支援協議会ではあっせんの申し立てがあった場合に、当該事案の調査のために、調査をすることができます。

ここで地域自立支援協議会の助言やあっせんにより、円満な解決を図ってもらいます。(③)

それでもなお、特に、正当な理由がなく、助言やあっせんに従わない場合、当該助言やあっせんに従うよう市長が、勧告することができるようになっています。

(④)

(助言やあっせんの申し立て)

第12条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言やあっせんの申し立てをすることができます。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申し立てをすることができます。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申し立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申し立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申し立てをすることができるものであるとき。

(2) 前2項の申し立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申し立ては、取り下げられたものとみなす。

第11条の説明をご参照ください。

(対象事案の調査)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の申し立てがあったときは、対象事案につ

いて、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

第11条の説明をご参照ください。

（助言及びあっせん）

第14条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

第11条の説明をご参照ください。

（勧告）

第15条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

第11条の説明をご参照ください。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

第16条は委任の規定として、条例の施行について必要な事項は別に定めるという

条文です。

これは「小金井市障害者虐待防止事業実施要綱」などを別の要綱等で定めるため
ある規定です。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

付則については、施行する日と見直しについては3年を目途にすることをうたっています。